

# 目 次

## 第1部 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

### 第1章 計画の策定

- < 1 > 計画の策定の背景と趣旨 . . . . . 1
- < 2 > 計画の位置付け . . . . . 2
- < 3 > 計画の期間 . . . . . 2
- < 4 > 計画策定の体制 . . . . . 3

### 第2章 子どもを取り巻く状況

- < 1 > 鹿沼市の人口の動き . . . . . 5
- < 2 > 教育・保育施設の状況 . . . . . 8
- < 3 > ニーズ調査結果の概要 . . . . . 13

### 第3章 計画の基本理念及び施策の展開

- < 1 > 基本理念 . . . . . 18
- < 2 > 施策の展開 . . . . . 19

## 第2部 子ども・子育て事業計画

### 第1章 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

- < 1 > 教育・保育提供区域の設定 . . . . . 20
- < 2 > 教育・保育の量の見込み及び確保方策 . . . . . 20
- < 3 > 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保 . . . . . 24

### 第2章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

- < 1 > 支援事業の量の見込み及び確保方策 . . . . . 26

## 第3部 次世代育成支援対策（前期行動計画）

### 第1章 地域における子育ての支援

- < 1 > 地域における子育て支援サービスの充実 . . . . . 40
- < 2 > 保育サービスの充実 . . . . . 46
- < 3 > 児童の健全育成 . . . . . 49

### 第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- < 1 > 子どもや両親の心と体の健康の確保 . . . . . 53
- < 2 > 「食育」の推進 . . . . . 55

< 3 > 思春期保育対策の充実	57
< 4 > 医療制度の充実	58
第 3 章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
< 1 > 次代の親の育成	61
< 2 > 子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備	61
< 3 > 家庭や地域の教育力の向上	63
< 4 > 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	64
第 4 章 子育てを支援する生活環境の整備	
< 1 > 良質な居住環境の確保	66
< 2 > 安心して外出できる環境の整備	66
< 3 > 子どもたちの安全の確保	67
第 5 章 職業生活と家庭環境との両立の推進	
< 1 > 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	70
< 2 > 仕事と子育ての両立支援の推進	70
第 6 章 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	
< 1 > 児童虐待防止対策の充実	74
< 2 > ひとり親家庭の子育て支援	76
< 3 > 障がい児施策の充実	77
<b>第 4 部 計画の推進に向けて</b>	
< 1 > 計画の推進体制	79
< 2 > 計画の達成状況の点検及び評価	80
<b>資料編</b>	
< 1 > ニーズ調査の自由意見の集計	82
< 2 > 鹿沼市子ども・子育て会議条例	87
< 3 > 鹿沼市子ども・子育て会議委員名簿	88
< 4 > 鹿沼市子ども・子育て支援事業計画策定までの経過	89

<子ども・子育て支援新制度 用語解説>

用 語	定 義
子ども・子育て関連 3法	<p>①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。）</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。</p> <p>（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）

教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
地域型保育事業 （家庭的保育事業等）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）

保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）
認定区分 1号～3号認定	支給の認定区分は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）（法第19条）</li> </ul>
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
ワークライフバランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立されるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。